

明監報第9号

政策局（市民相談室、企画・調整室）定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和4年11月25日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 佐々木 敏

同 灰 野 修 平

政策局（市民相談室、企画・調整室）定期監査の結果について

1 監査の対象部局

市民相談室
企画・調整室

2 監査の期間

令和4年8月23日から令和4年11月25日まで

3 監査の対象範囲

令和3年度における財務に関する事務の執行を対象とした。
ただし、必要に応じて令和3年度以外の事務も監査の対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の方法

市民相談室及び企画・調整室から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目に

ついて、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われない。

(1) 市民相談室における契約事務及び補助金事務の執行について

市民相談室においては、市民相談事業として各種相談業務等の委託や、消費生活対策事業として明石市消費者協会への補助金の交付事務を行っている。

前回実施した令和元年度の同室の定期監査では、契約事務において、作成する各種文書の記載内容に不備が散見されるとともに、履行確認が十分でない事例があった。また、補助金事務においても、補助金の審査基準が明確にされておらず、実績報告書の審査が十分に行われていない事例等が見受けられたため、両事務について改善の指示を行ったところである。

これに対し、同室からは「指摘のあった事項について、次年度から適切な事務を行う」旨の回答があった。

しかしながら、今年度の定期監査を実施し、改めて状況を確認したところ、一定の改善は見られたものの、十分な改善措置が講じられておらず、前回の定期監査と同様の事例が多く見受けられた。

今後は、定期監査において指摘のあった事項を十分に認識し、同様の事案が再び発生しないよう、組織として財務事務の適正な執行に対する意識の徹底とともに、チェック機能を含めた執行体制の確立や事務処理の流れの見直しを図り、適正な事務の執行に努められたい。